

認可保育施設入所・転所に関する確認票

＜保護者署名欄＞ 各事項について了承し、保育施設の入所申込を行います。

令和 年 月 日 保護者氏名

【令和8年度入所申込みをする方】

令和8年度保育施設のしおり p 35-36に記載された確認票の内容に同意したものととして入所申込を受付けます。

【令和9年度入所申込みをする方】

育児休業中又は産休中に申込する方（取得予定を含む）	
①	育児休業中に申込をした方、もしくは入所予定日において育児休業中の方は、入所月の翌月1日までに復職する必要があります。産休中に申込み、入所予定日前日までに復職する方も含め、復職日より2週間以内に『教育・保育給付認定変更申請書兼届書』と『復職証明書』をご提出ください。 <u>復職できなかった場合、就労日数・就労時間等を変更した場合や『復職証明書』を提出しなかった場合は退所となります。</u>
就労証明書記載の「雇用（予定）期間等」が有期で契約終期が入所予定日前の場合	
②	就労証明書の雇用（予定）期間等有期で、契約終期が入所予定日前かつ契約満了後の更新が「無」の場合、就労要件での申込はできません。「未定」の場合、契約満了後も切れ目なく契約どおりの就労を行い、『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』及び契約更新後の『就労証明書』の提出が必要となります。 ※切れ目なく契約どおりの就労をしていることが確認できない場合は、内定取消又は退所となります。
就労開始予定又は就労状況変更予定で申込する方	
③	入所月の末日までに申込時の就労証明書どおりの就労を開始し、就労開始日より2週間以内に改めて『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』と『就労証明書』をご提出ください。 <u>就労を開始できなかった場合又は就労証明書の提出がない場合は退所となります。</u>
自営業かつ就労開始予定で申込する方	
④	入所月の末日までに申込時の就労証明書どおりの就労を開始し、就労開始日より2週間以内に改めて『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』『就労証明書』『自営を証明する書類』『事業収入を証明する書類』の4点をご提出ください。 <u>なお、就労を開始できなかった場合や収入が入所月中に上がらない場合は退所となります。</u>
求職活動要件で申込する方（自営準備を含む）	
⑤	<u>入所日から90日が経過する日が属する月の翌月1日までに就労を開始できない場合は退所となります</u> （4月入所の場合、7月1日までに就労を開始していること）。就労開始日より2週間以内に『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』と『就労証明書』をご提出ください。
申込後に転職する場合や就労状況が変更になる方	
⑥	申込時点の就労証明書に記載されている就労日数・就労時間等が変更となり、申込時点より指数が下がる場合は、内定取消や退所となります。 なお、申込後に退職や転職をする場合は、入所月の月末までに申込時点の指数を維持した状態で、就労を開始しないと退所となります。
妊娠・出産のために申込する方	
⑦	在園期間は出産月を挟む前後2か月の計5か月です。在園期間後に就労等をする場合でも継続在園はできません。退園となる翌月以降も保育を希望する場合は、再度申込いただき、改めて利用調整を行います。 ※多胎妊娠の在園期間は、出産月を挟む出産前4か月、出産後2か月の計7か月です。
申込に関すること	
⑧	申込は内定が出るまで有効です。 <u>内定を辞退した場合は申込が無効となります。</u> ただし、内定が出ない場合は申込年度入所希望月から1月入所まで有効となります。
⑨	翌年度入所や、辞退後再度認可保育施設の利用を希望する場合は、別途申込が必要です。
⑩	市外に転出した場合、職権により申込を無効とします。
⑪	預かり時間は、子どもの健康状況や保護者の就労状況等を踏まえ施設と相談のうえ、決定します。 開所時間は施設によって異なりますので、事前に確認のうえ、お申込ください。
⑫	地域型保育事業は、短時間（最大8時間）のみ預かりの施設があります。それを超える時間は延長保育となります（居宅訪問型保育事業で延長保育は行っていない）。
⑬	認可保育所・認定こども園では、アレルギー食について可能な範囲で対応しています。 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業でのアレルギー食への対応の可否は各施設により異なります。
⑭	認可保育所・認定こども園では原則として薬は預かりませんが、症状等により対応が異なるため、各施設へお問い合わせください。家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業では、与薬対応はできません。
⑮	提出された書類は返却できません。写しが必要な場合は、あらかじめご自身でコピーしてください。

（裏面あり）

⑩	認定証は申請日より30日以内に送付します。ただし、4月入所については認定事務が集中し、審査に時間を要することから、3月末までに送付します。すでに認定証を発行済みの方につきましても再度送付します（転所申込は除く）。
申込書類や利用調整に関すること	
⑪	申込書類に不足不備がある場合は、利用調整で対象外又は不利になる場合があります。
⑫	申込書類の確認のために、職場やご家庭に連絡する場合があります。
⑬	<u>提出書類を基に申込の指数（就労日数や時間等）が入所後や復職後も継続するものとして利用調整を行います。</u> <u>申込や入所後にご家庭の状況に変更がある場合は必ず事前にご連絡のうえ、必要な手続きを行ってください。</u> <u>転職や就労日数就労時間の変更等、申込時の内容と事実が異なる場合は、利用調整の対象外、内定取消又は退所となります。</u>
⑭	申込書類、健康診断情報を含めた健康状況等は、入所先及び転所先の施設へ情報提供します。 転所の場合は転所元施設から転所先施設に対して、保育に必要な情報の提供を行います。
⑮	外勤の場合、就労証明書は <u>事業所の担当者が記入したもの</u> を提出してください。書類の改ざんが認められる場合は、虚偽の申込とみなし申込を無効とします。記載内容に誤りがないか必ず確認し、訂正がある場合は、事業所の担当者が訂正のうえ、訂正印又は訂正者の署名をしてご提出ください。
⑯	育児時間の取得や短時間勤務を行う場合は、取得又は短縮する時間のうち1日2時間までは就労時間とみなしますが、2時間を超える部分は、雇用契約上の就労時間から差し引いて指数計算を行います。
⑰	不足書類がある場合、申込締切日時までに子ども育成課にご提出ください。 締切後に提出された場合は、次回利用調整から反映します。
⑱	郵送事故による未着について、市は責任を負いません。到着確認のお問い合わせには対応いたしませんので、特定記録郵便やレターパックライトなどご自身で到着を確認できる方法でお送りください。
⑲	在園できない施設を希望園としている場合（産休明け保育対象児が産休明け保育を実施していない施設を希望園としている場合、3歳児が地域型保育事業を希望園としている場合、認証および認可外保育施設を希望園としている場合等）は職権により希望園から除きます。
⑳	個人住民税が未申告の場合や税資料の提出がない場合、入所利用調整における課税額の算定は最高階層で行います。
㉑	ご提出いただいた申込書類一式は、開示請求の対象となります。
利用調整結果に関すること	
㉒	4月入所の利用調整結果は書面で通知します。5月入所以降で内定した場合は電話で連絡しますので、 <u>入所するかどうかを即答いただきます。</u> 保留の場合は初回のみ保留通知書を送付します。初回以外利用調整結果は内定した場合のみ連絡します。
㉓	<u>4月入所で転所申込をした方で1次、2次利用調整において転所の内定が出た場合は、内定辞退しても元の施設に戻ることはできません。</u>
㉔	<u>4月入所の1次利用調整において内定を辞退した方は、2次での申込はできません。</u>
㉕	内定辞退する場合は、『保育施設入所申込（辞退届・取下届）』を提出してください。 <u>なお、辞退した場合は、申込が無効となるほか、辞退年度中は優先項目指数「すー5」が適用されます。</u> 再度認可保育施設の利用を希望する場合は、改めて申込書類を揃えて、申込期日までに申込が必要です。
㉖	4月入所利用調整（1次・2次・あっせん）の結果通知後、保育コンシェルジュより情報提供等のご連絡をさせていただく場合があります。
内定後や入所後に関すること	
㉗	内定した場合は入所日までに嘱託医の健康診断と内定施設での面談を受ける必要があります。健康診断の結果によっては、専門医受診をお願いする場合があります。健康診断や面談を受けられない場合や、健康診断と面談の結果、施設での受入れが困難と判断された場合は入所できない場合があります。
㉘	入所後（転所も含む）一定期間は慣れ保育を行います。 慣れ保育期間中は短い時間でのお預かりとなります。期間や時間は施設により異なります。
㉙	長期にわたり施設を利用しない場合、2か月を超えて休園する場合は原則として退所になります。
㉚	在園施設がある場合、内定月の前月末までに在園施設を退所し、内定月の最初の開所日から内定した認可保育施設に登園することとなります（市内認可保育施設から転所の場合、退所手続きは不要です）。